

休日勤務手当の支給を受ける基礎配分対象職員に関する報告要領について（通達）

制定 平成19.3.19 例規務第6号

京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしの報告要領について下記のように定め、平成19年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、枠外手当に関する調査について（昭和44.9.30：4京務第701号）の例規通達は、廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、休日勤務手当の適正配分を図るため、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号。以下「勤務訓令」という。）に定める勤務制により、京都府の休日定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第2号及び第3号に規定する府の休日に勤務を要する京都府警察職員（以下「基礎配分対象職員」という。）の報告要領に関し必要な事項を定めるものとする。

2 基礎配分対象職員

基礎配分対象職員は、勤務訓令に定める特別勤務者のうち、毎日制勤務A、駐在制勤務、三交替制勤務及び四交替制勤務により勤務している職員（入校、病気休暇及び休職中の者を含む。）とする。

3 報告要領

所属長は、毎年度の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日（以下「基準日」という。）における各所属の基礎配分対象職員について、当該基準日から10日以内に休日勤務手当基礎配分対象職員報告書（別記様式）により警務部警務課長に報告するものとする。

4 報告を要しない職員

次に掲げる基礎配分対象職員については、報告を要しないものとする。

- (1) 1箇月以上に及ぶ専従捜査、捜査本部等への応援派遣等に伴い、前記2の勤務制から通常勤務等（勤務訓令に定める通常勤務者及び毎日制勤務Bの職員をいう。）に変更している職員
- (2) 職員の管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規則6-54）により管理職手当を支給されている職員

別記様式

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
 (警務部警務課長)

第 号
 年 月 日
 (所属長)

休日勤務手当基礎配分対象職員報告書

年 月 日現在

報告の区分 部署名		基礎配分 対象職員	入 校	病気休暇	休 職	備 考
本部所属	三交替制勤務					
	四交替制勤務					
	毎日制勤務 A					
合 計						
警察署の各課	会 計 課	毎日制勤務 A				
	警 務 課	三交替制勤務				
		毎日制勤務 A				
	生活安全課	三交替制勤務				
		毎日制勤務 A				
	地 域 課	三交替制勤務				
		四交替制勤務				
		駐在制勤務				
		毎日制勤務 A				
	刑 事 課	三交替制勤務				
		毎日制勤務 A				
	交 通 課	三交替制勤務				
		四交替制勤務				
		毎日制勤務 A				
警 備 課	三交替制勤務					
	毎日制勤務 A					
合 計						

- 注 1 当直編成表を添付すること(本部所属は、自所属員に 印を付すこと。)。
- 2 入校の欄は、基準日から3箇月間に、京都府警察の教養に関する訓令(平成13年京都府警察本部訓令第25号)に定める京都府警察学校その他の教育訓練施設における警察教養の期間が1箇月以上に及ぶ職員数を計上すること。
- 3 病気休暇の欄は、基準日において警察職員の勤務に関する訓令(昭和33年京都府警察本部訓令第9号)第15条の規定による病気休暇の期間が1箇月以上に及ぶ職員数を計上すること。
- 4 休職の欄は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定による休職を命じられている職員数を計上すること。